**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十六日

北海道紋別郡遠軽町大通北四丁目二番地九五

社団法人遠軽医師会

代表清算人　田中　実

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十六日

茨城県つくば市吾妻二丁目八番地八

財団法人茨城住宅管理協会

清算人　大槻　成美

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十一月二十八日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十六日

新潟県柏崎市駅前一丁目五番一号

財団法人柏崎文教会館

代表清算人　廣川　正文

**解散公告（第三回）**

当法人は、寄附行為に定める存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十六日

静岡市駿河区新川一丁目三番七号

財団法人静岡市私立保育所振興会

代表清算人　土方　洋子

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十月二十八日開催の集会の決議により平成二十五年十月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十五年十二月十六日

和歌山市湊通丁南一丁目三番地一

ル・シャトー真砂管理組合法人

清算人　見澤　資規

**解散公告（第三回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十六日

高知県高知市丸ノ内一丁目七番五二号

財団法人高知県競馬施設公社

清算人　村山　龍一

**解散公告（第三回）**

当公社は、平成二十五年十一月十一日大分県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十六日

大分県臼杵市大字臼杵七二番一

臼杵市土地開発公社

代表清算人　田村　和弘

**解散公告（第三回）**

当公社は、平成二十五年五月二十七日開催の理事会の議決並びに平成二十五年十月三十日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十六日

鹿児島県大島郡徳之島町亀津七二〇三番地

徳之島町土地開発公社

清算人　高岡　秀規

**第八十二期決算公告**

平成二十五年九月三十日現在

貸借対照表の要旨

| 資産の部 | 千円 |
|---|---|
| 流動資産 | 四六九、八三三 |
| 固定資産 | 四、六六四、一九三 |
| 資産の部合計 | 五、一三四、〇二六 |
| 負債の部 | 千円 |
| 流動負債 | 三六八、二一〇 |
| 固定負債 | 四、〇二三、七五一 |
| 負債の部合計 | 四、三九一、九六二 |
| 純資産の部 | 千円 |
| 株主資本 | 七四二、〇六四 |
| 資本金 | 一三五、〇〇〇 |
| 利益剰余金 | 六〇七、〇六四 |
| 利益準備金 | 三三、七五〇 |
| その他利益剰余金 | 五七三、三一五 |
| （うち当期純損失） | （八九、五一八） |
| 純資産の部合計 | 七四二、〇六四 |
| 負債・純資産の部合計 | 五、一三四、〇二六 |

平成二十五年十二月十六日

大阪市福島区野田一丁目一番八六号

大阪中央冷蔵株式会社

代表取締役社長　奈良　正志

**配当公告**

愛知県豊田市美里二丁目一四番地一

破産者　株式会社トレカム

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十五年（フ）第四三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五八一、一八〇、二八四円

（内優先債権額　金三、八六九、七八二円）

一、配当することのできる金額

金九三、九四六、四四五円

（内優先債権額　金三、八六九、七八二円）

平成二十五年十二月十六日

愛知県刈谷市若松町二丁目二番地

破産管財人　白濱　重人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都葛飾区立石三丁目一一九番地、最後の住所仙台市泉区友愛町一三六番地

被相続人　亡　大野　治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十六日

仙台市青葉区一番町一丁目一七―二四　高裁前ビル五〇四　内田・篠塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠塚　功照

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県習志野市大久保三丁目一三番、最後の住所千葉県習志野市大久保三丁目一三番一―六〇三号　被相続人　亡　細谷　泰久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十六日

事務所千葉市中央区本千葉町一番一号日土地千葉中央ビル五階コンパサーレ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　並木　優

**第62期決算公告**

平成25年12月16日　東京都江戸川区西一之江2丁目23番13号

**千代田エナメル金属株式会社**

代表取締役社長　吉岡伸一郎

**貸借対照表の要旨**　（平成25年9月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,067,393 | 流動負債 | 136,446 |
| 固定資産 | 1,183,622 | 固定負債 | 68,605 |
| 繰延資産 | 3,323 | 株主資本 | 2,054,996 |
| | | 資本金 | 45,000 |
| | | 資本剰余金 | 15,000 |
| | | 資本準備金 | 15,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,994,996 |
| | | 利益準備金 | 11,250 |
| | | その他利益剰余金 | 1,983,746 |
| | | （うち当期純損失） | (4,704) |
| | | 評価・換算差額等 | △5,710 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △5,710 |
| 資産合計 | 2,254,338 | 負債・純資産合計 | 2,254,338 |